

## 構造基準の点検・記録・保存義務について

平成24年6月1日に改正水質汚濁防止法が施行され、有害物質を製造、使用、処理、貯蔵等をする施設に対して、地下水汚染の未然防止のため、構造、設備及び使用の方法に関する基準（構造基準等）が定められ、併せて構造に応じて定期点検等が求められるとともに、義務に違反した場合の罰則が設けられました。また、当該施設に係る異常等が確認された場合は、記録の保管に努めることとされました。

### 1 定期点検対象事業者

- ① 有害物質使用特定施設の設置者
  - ② 有害物質貯蔵指定施設の設置者
- ①②のいずれかに該当する者は、該当する項目について、原則年1回以上の定期点検が義務付けられています（施設によっては月1回以上）。

### 2 定期点検の概要

点検範囲	有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲、施設本体、それに付帯する配管等及び排水溝等並びに地下貯蔵施設
点検項目	床面のひび割れ、被覆の損傷、配管の損傷、使用の方法、その他の異常の有無等
点検頻度	年1回以上（施設によっては月1回以上）
記録の保存	任意の様式の定期点検記録表に記録し、3年以上保存



#### 【罰則】

構造基準の定期点検の未実施、結果の未記録、虚偽の記録に対しては30万円以下の罰金

### 3 構造基準等について

構造基準の適用を受ける範囲（施設本体、配管等）は、基準ランク（A基準、B基準）ごとに、必要な構造や点検項目、点検頻度が決められています。詳細は別途資料「有害物質使用特定施設等に係る構造基準及び定期点検方法」を参照ください。

A基準：新設の施設について構造等の基準を厳しく設定し、点検については適切な頻度で行うことを求める基準（平成24年6月1日以降に新設された施設が対象）。

B基準：材質及び構造等による漏洩防止が十分に確保できていない既設の施設について、定期点検の頻度を増やすことで対応することを求める基準（平成24年5月31日時点で設置済みの施設が対象）。

### 4 窓口一覧

事業場所在地 市町村名	相談窓口	相談窓口の所在地 及び電話番号
鹿児島市	鹿児島市環境局環境部 環境保全課	鹿児島市山下町11-1 Tel. 099-216-1298
三島村、十島村、日置市、 いちき串木野市	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課 衛生・環境係	日置市伊集院町下谷口1960-1 Tel. 099-273-2332
指宿市、枕崎市、南さつま市、 南九州市	南薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課 環境係	南さつま市加世田村原2丁目1-1 Tel. 0993-53-2317
薩摩川内市、さつま町、阿久根市、 出水市、長島町	北薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課 環境係	薩摩川内市隈之城町228-1 Tel. 0996-23-3167
伊佐市、霧島市、始良市、 湧水町	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課 環境係	霧島市隼人町松永3320-16 Tel. 0995-44-7959
曽於市、志布志市、大崎町、鹿屋市、垂水 市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	大隅地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課 環境係	鹿屋市打馬二丁目16-6 Tel. 0994-52-2112
西之表市、中種子町、南種子町	熊毛支庁 保健福祉環境部 健康企画課 衛生・環境係	西之表市西之表7590 Tel. 0997-22-0032
奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、 龍郷町、喜界町	大島支庁 保健福祉環境部 衛生・環境室 環境係	奄美市名瀬永田町17-3 Tel. 0997-52-5411
屋久島町、徳之島町、天城町、 伊仙町、和泊町、知名町、与論町	鹿児島県庁 環境林務部環境保全課 水質係	鹿児島市鴨池新町10-1 Tel. 099-286-2629